

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

常任理事設置規程

(趣旨)

第1条 本法人の適切な運営と事業の円滑な推進のため、常任理事を置くことについて必要な事項を定める。

(選任)

第2条 常任理事は、3名以内とし、定款第12条第1項に定める理事の職にあってその経験を1年以上有している者の中から理事会の承認を得て理事長が任命する。

(資格)

第3条 常任理事は、定款上の役職ではなく、その権能は理事としての範囲に限られるが、呼称として対外的に使用することができる。

(業務)

第4条 常任理事は、法人運営に積極的に関わるものとし、理事長、副理事長及び事務局とともに、業務の連絡調整に当たる。

(任期)

第5条 常任理事の任期は、次の役員改選期までとし、再任を妨げない。

(辞任)

第6条 常任理事が辞任を申し出た場合は、理事会の承認を得て理事長が任を解く。

(解任)

第7条 常任理事が病気その他の理由で常任理事として法人運営に関わることができなくなった場合、理事長は、常任理事の解任を理事会に提案することができる。

附則

この規程は、令和2年5月28日から施行する。